東海市農業委員会総会議事録

１　日時及び場所

⑴　日　時　　令和８年（２０２６年）９月１８日（金）

開　会　　午後２時

閉　会　　午後２時３３分

⑵　場　所　　東海市役所　３０２会議室

２　出席委員（１６人）

農業委員

１番　久　野　光　洋	２番　荒　谷　　知
３番　今　津　英　伸	４番　井　村　真　道
５番　土　方　秀　永	６番　澤　木　　眞
７番　大　村　景　子	９番　早　川　克　朗
１１番　太　田　錦　臣	１２番　平　松　一　徳

農地利用最適化推進委員

北地区　小　島　康　嗣	北地区　深　谷　幸　伸
北地区　加　古　恒　弘	南地区　寺　島　国　之
南地区　蟹　江　永　規	南地区　深　川　正　浩

３　欠席委員（２人）

８番　小　野　直　之	１０番　堤　　安　弘

４　職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長　竹　内　直　広	統括主任　平　松　久　知
主　任　菅　家　健　司	主　事　林　　美　波

５　傍聴者の数

なし

６　議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

７　議　　事

（久野　光洋会長（以下「会長」という。））

それでは、ただ今から、９月の農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席農業委員は１０人で、本日の総会は成立いたします。

ただ今の出席農地利用最適化推進委員は６人です。

（会　長）

日程１「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号９番　早川　克朗委員、１１番　太田　錦臣委員を指名いたします。

（会　長）

日程２「会期について」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。会期は本日１日と決定いたしました。

（会　長）

日程３　議案第３１号「農地法第３条（委員会）」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第３１号「農地法第３条（委員会）」１ページについて説明させていただき

ます。

件数は２件で、田５２４㎡、畑５９６㎡の合計１，１２０㎡です。

申請番号２２８号、２３４号はいずれも経営規模拡大のための３条許可申請です。

以上です。

（会　長）

次に、荒尾地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２２８号について、平松委員お願いします。

（平松委員）

申請番号２２８号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２３４号について、寺島委員お願いします。

（寺島委員）

申請番号２３４号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（澤木委員）

換地後と面積が異なるのはなぜか。

（事務局）

土地改良事業による減歩のためです。

（会　長）

現地は田となっており、受人は田を行ったことがないはずだが、畑にするのか。

（事務局）

田を行うとのことです。

（会　長）

他に、御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって議案第３１号は許可することに決定いたしました。

（会　長）

日程４　議案第３２号 「農地法第５条（知事)」を議題といたします。それでは事務局から説明を求めます。

（林主事）

議案第３２号「農地法第５条（知事)」２ページから３ページを説明させていただきます。

件数は３件で畑１，４７５．９２㎡です。

始めに、申請番号２２２号は、隣接する霊園を管理するための資材及び作業車の置場が不足するため、申請地を取得するものでございます。

農地区分は、第１種農地で、概ね１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある農地でございます。

区分の要件は、イ－（ア）－ａ、許可基準は、イ－(イ)－ｃ－（ｅ）で許可できるものでございます。

続きまして、申請番号２３２号は、申請者は現在妻と子どもと３人で賃貸アパートに居住しており、手狭になるため分家住宅を建築するものです。農地区分は、第３種農地で、上水管、下水管の２種類が埋設されている幅員４m以上の道の沿道の区域で、おおむね５００m以内に教育施設、医療施設がある区域にある農地でございます。

区分の要件は、エ－（ア）－ａ－（ａ)、許可基準は、エ－(イ)で許可できるものでございます。

続きまして、申請番号２３３号は、申請者は現在高横須賀町藪下で鈑金工事業を営んでおり、資材及び従業員の増加により置場が不足するため申請地を賃借するものです。

農地区分は、第３種農地で、上水管、下水管の２種類が埋設されている幅員４m以上の道の沿道の区域で、おおむね５００m以内に教育施設、医療施設がある区域にある農地でございます。

区分の要件は、エ－（ア）－ａ－（ａ)、許可基準は、エ－(イ)で許可できるものでございます。

以上です。

（会　長）

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２２２号について、井村委員お願いします。

（井村委員）

申請番号２２２号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

次に、富木島地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２３２号について、加古委員お願いします。

（加古委員）

申請番号２３２号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２３３号について、蟹江委員お願いします。

（蟹江委員）

申請番号２３３号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（土方委員）

同地に隣接する墓地はないが、墓地まで距離が遠いのではないか。

（事務局）

道の向いに墓地がありますので問題ないと思われます。

（会　長）

他に、御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって議案第３２号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

（会　長）

日程５　議案３３号「農用地利用計画変更に係る事前協議（除外）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第３３号「農用地利用計画変更に係る事前協議（除外）」４ページから５ページをご説明させていただきます。

件数は２件で、畑３，６１６、その他７９㎡の合計３，６９５㎡です。

申請番号２３５－１号は、申出者は現在、富木島町で電気設備の設計開発業等を営んでいますが、現在の工場が手狭になるため申請地を取得するものです。

申請番号２３５－２号につきましては、申出者は現在高横須賀町でねじ製造業を営んでいますが、新たに生産設備を増設するための工場を建設するものです。

なお、今回の申出は全て、農用地区域除外の要件及び県の同意基準いずれも満たしているものです。

以上です。

（会　長）

次に、名和地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２３５－１号について、土方委員お願いします。

（土方委員）

申請番号２３５－１号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２３５－２号について、蟹江委員お願いします。

（蟹江委員）

申請番号２３５－２号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（澤木委員）

タイトルの(除外・編入)について、どちらかわからないので〇をうつか、片方消してはどうか。

（事務局）

取消線もしくは削除で対応します。

（会　長）

他に、御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。よって議案第３３号は、原案のとおり同意いたしました。

（会　長）

日程６　議案３４号「農地中間管理事業法第１９条の２（農用地利用集積等促進計画一括方式)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第３４号「農地中間管理事業法第１９条の２（農地利用集積等促進計画一括方式)」について、ご説明させていただきます。

農地の権利設定は、農地法第３条によるものと、農用地利用集積等促進計画によるものの２通りがあります。ここでは農用地利用集積等促進計画による権利設定についてご説明いたします。

お手元の黄色のファイル農業委員会資料集、索引番号２番の「③農地関連法制度」の１３ページをご覧ください。

地域計画の実現に向けて、貸借を中心とした農地の中間的な受け皿機能を強化し、農地利用の効率化と生産性の向上を進めることを目的としています。

農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構を通して農地を貸し借りする申請です。農地法３条での貸し借りと違い、期限が到来すると自動的に解約されるも

のです。

制度の概要については以上で説明を終わり、６ページから７ページを説明させていただきます。

件数は２件で、畑３，２５０㎡でございます。権利の種類は、２件とも使用貸借権でございます。

始めに、申請番号２３６号は、主な栽培作物はたまねぎで、５年１ケ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

続きまして、申請番号２４２号は、主な栽培作物は野菜で、２年１ケ月契約で権利を新規に設定するものでございます。

以上です。

（会　長）

次に、荒尾地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２３６号について、平松委員お願いします。

（平松委員）

申請番号２３６号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

次に、名和地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２４２号について、土方委員お願いします。

（土方委員）

申請番号２４２号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。よって議案第３４号は、原案のとおり決定することにいたしました。

（会　長）

日程６　議案第３５号「基盤強化法第１９条（地域計画）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第３５号「基盤強化法第１９条（地域計画）」８ページ及び別添資料をご説明させていただきます。

地域計画を修正するにあたり農業委員会に意見を求められているため、お諮りするものです。

変更点は、北地区で地域内の農業を担う者一覧の変更１件、南地区で貸出希望から自作希望に変更したもの１件の合計２件です。

以上です。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。地域計画案に対して、意見なしとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。よって議案第３５号は、地域計画案に対して、意見なしとすることに決定いたしました。その結果を市へ回答いたします。

（会　長）

日程８　報告第２７号「取消、取下及び訂正」から日程１１　報告第３０号「農地法第５条（届出）」までを一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（林主事）

始めに、報告第２７号「取消、取下及び訂正」９ページをご説明させていただ

きます。

件数は１件で、令和８年５月２９日受付の３条許可申請の譲渡人の住所を訂正したものです。

以上です。

（菅家主任）

続きまして、報告第２８号「農地法第３条の３（相続等による権利移動）」について、１０ページから１１ページをご説明させていただきます。

件数は、３件で、田１，５０１㎡、畑２，３６４．８８㎡、合計３，８６５．８８㎡でございます。

３件とも、相続により所有権を取得したもので、あっせん希望はございません。

続きまして、報告第２９号「農地法第４条（届出）」について、１２ページをご説明させていただきます。

件数は１件で、畑２７２㎡でございます。

転用目的は、学習塾１件でございます。

続きまして、報告第３０号「農地法第５条（届出）」について、１３ページをご説明させていただきます。

件数は２件で、畑８９１㎡でございます。

転用目的は、分譲宅地用地１件、営業コンテナ１件でございます。

以上です。

（会　長）

ただ今から質疑に入ります、御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

御質問、御意見もないようですので、日程８　報告第２７号「取消、取下及び訂正」から日程１１　報告第３０号「農地法第５条（届出）」を終了いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局統括主任平松久知が作成したものを、事務局長竹内直広が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会　　長　久野　光洋

署名委員　早川　克朗

署名委員　太田　錦臣